

《障害者支援課》

1 障害者自立支援法への取り組み

【根拠法令：障害者自立支援法】

障害者自立支援法施行（平成18年4月1日）に伴い、福祉保健局は障害者の地域生活支援を行う市町に対して身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神保健福祉業務（広域的な調整、指導支援、管内サービス提供体制の計画的な整備や事業者への指導）と身体・知的障害者更生相談所業務（高い専門性による技術的支援）を一体化して行う。

（1）地域生活支援事業（相談支援体制整備事業）

- （ア）自立支援サービス提供体制整備に向けた取組
 - ・市町の地域自立支援協議会の運営に向けたサービス作りに参画する。（随時）
 - ・サービス調整会議の開催（5, 8, 11, 2月）
- （イ）人的支援を整えた制度の定着と新たな支援を整える。
 - ・民生委員、身体・知的障害者相談員との学習会、出前講座の開催（随時）
- （ウ）障害者の就労促進に向けた取組
 - ・ハローワーク、県民局県民課との情報交換（未定）

（2）事業者指定及び指導

- （ア）障害福祉サービス事業者の指定等および指導（監査を含む）
- （イ）相談支援事業者の指定等および指導（監査を含む）

2 身体・知的障害者福祉について

【根拠法令：身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

（1）身体障害者手帳・療育手帳の認定交付

（2）特別障害者手当等支給事務

（3）障害者の相談ダイヤル

（4）管内障害者団体への協力と連絡調整

◎身体障害者福祉協会

- （ア）鳥取県身体障害者体育大会（鳥取市）5月20日
- （イ）中部地区身体障害者スポーツ教室（琴浦町）6月13日
- （ウ）東伯郡身体障害者体育大会（三朝町）7月19日
- （エ）県民総合福祉大会（鳥取市）9月4日
- （オ）東伯郡身体障害者福祉推進大会（北栄町）10月18日
- （カ）鳥取県身体障害者福祉大会（鳥取市）12月6日
- （キ）身体障害者作品展（鳥取市）12月6・7日

◎鳥取県障害者スポーツ協会

- （ア）鳥取さわやか車いすマラソン大会（鳥取市）9月16日

◎手をつなぐ育成会

- （ア）鳥取県手をつなぐ育成会三交会（湯梨浜町）6月22日
- （イ）鳥取県手をつなぐ育成会スポーツ祭り（鳥取市）10月20日

◎日本筋ジストロフィー協会鳥取支部

- （ア）筋ジス協会療育キャンプ(伯耆町)6月16日

3 身体・知的障害者更生相談所業務

【根拠法令：身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

(1) 身体障害者更生相談所による定期・巡回相談

身体障害者所持者が補装具の交付を希望する者に対し、補装具の適正な交付のため、調査のうえ医学的な判定を行う。

その他身体障害者の援護の実施にあたり専門的な知識・技術を要する事項について市町の依頼に応じて判定書を交付する。

(ア) 定期相談は、整形外科2回/月、耳鼻科1回/月、眼科3回/年実施する。

(イ) 巡回相談は、市町の求めに応じて随時行う

(2) 知的障害者更生相談所による定期・巡回相談

療育手帳の交付または療育手帳の再判定を希望する者に対し、医学的、心理学判定を行い障害程度について判定する。

その他知的障害者の援護の実施にあたり専門的な知識・技術を要する事項について市町、施設の依頼に応じて来所または巡回により医学的・心理学的・職能的判定を実施し、必要に応じて判定書を交付する。

(3) 更生相談所による個別相談、ケア会議による支援

(4) 県内全域の障害者施設の利用調整と登録管理

(ア) 県内障害者施設利用調整会議の開催

(イ) 障害者施設の利用を公平かつ公正に行うため、県内全域の利用希望登録の管理と調整をおこなう。

(5) 障害程度区分認定に伴う研修会への協力

(6) 市町村審査会委員研修への協力

4 精神保健福祉について

【根拠法令：精神保健及び精神障害福祉に関する法律・障害者自立支援法】

地域精神保健福祉の推進について、関係機関と連携を図り、精神障害者の早期治療の促進及び社会復帰・社会参加への支援の円滑な実施のために専門的・技術的支援を行う。

(1) 精神障害者退院促進支援事業

条件が整えば退院が可能とされる精神障害者（社会的入院者）を対象として地域での生活が行えるよう支援する。

(2) 精神障害・心の健康相談事業

精神障害者と家族等の相談対応の実施

(3) アルコール関連問題対策事業

アルコール問題を抱える家族及び本人に対して、断酒会、医療機関、市町と連携し、継続した支援を行う。

(4) 障害者社会参加促進事業

精神障害者が地域の中で、よりよく暮らしていけるよう支援するとともに精神障害者に対する正しい理解を図るための事業を行う。

(5) 精神障害者社会適応訓練事業

通院中の精神障害者が協力事業所での作業訓練を通じて社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進する。

(6) 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付事務

申請に基づいて市町から進達された書類を審査し一定の精神障害の状態にあると認められた場合は手帳を交付する。また、通院医療の判定の要否判定に基づき支給認定を行い、受給者証を交付する。

5 女性に対する暴力防止について

【根拠法令：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律】

女性に対する暴力が社会問題として顕在化しつつある中、被害者の相談、医学的・心理的支援や、自立支援に対する情報提供等を関係機関と連携し実施する。

○関係機関との連携状況

- (ア) 弁護士による法律相談弁護士、法律センター倉吉（要予約）
- (イ) 心理療法担当職員の心理相談（毎月第1・第3月 要予約）
- (ウ) 女性に対する暴力防止普及啓発事業
 - ・街頭キャンペーン（11月）
 - ・巡回相談、出前講座（随時）
- (エ) 関係機関職員研修 1回/年
- (オ) DV被害者等支援事業
 - ・ケース検討会（随時）
 - ・心のケア事業（随時）
- (カ) 関係機関連携強化事業
 - ・中部圏域関係機関連絡会 2回/年
 - ・関係機関職員ネットワーク会議（偶数月第4金）

6 こころの健康推進事業について

近年増加傾向にある「ひきこもり者」に対し、相談体制を整備するとともに、ひきこもり状態からの回復に向けた取り組みを行う。

○相談体制および取り組みの状況

- (ア) 相談体制の充実
 - ・事例検討会 3回/年
 - ・関係機関研修会 1回/年
- (イ) 相談窓口の充実
 - ・精神科医師による専門相談 随 時
- (ウ) 本人・家族支援
 - ・家族教室の開催 (毎月第3木)
 - ・本人、家族の相談窓口 随 時